

令和5年

第29回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年7月27日(木)

伊勢原市農業委員会

第29回 伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和5年7月27日（木） 午前10時30分から午前11時35分まで

2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄 |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文 |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一 |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美 |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

4 出席委員数

10名（その他、農地利用最適化推進委員12名出席）

5 欠席委員

なし

6 署名委員

杉本 和彦、大木 克美

7 議長

鈴木 雅之

8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・服部 孝喜
- ・片山 淳二
- ・岸 好夫

9 傍聴者

なし

10 審議内容 (開会 午前10時30分)

[事務局 長] 定刻となりましたので、只今より第29回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴人の方はおりません。出席委員10名で、定足数に達していることを報告します。それでは、議長、議事の進行をお願いします。

[議長] それでは、只今から、第29回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、1番・杉本和彦委員と2番・大木克美委員の両名をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告5件、議案5件の計10件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。

議案書の1ページから5ページをご覧ください。内訳は、伊勢原地区で4件、高部屋地区で2件、成瀬地区で2件、大田地区で1件の届出を受理しています。なお、いずれの方も斡旋の希望はありませんでした。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が9件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにすときは、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり成瀬地区の2件、伊勢原地区の3件について専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足いたします。

報告第2号の1については、平成21年に資材置場へ、2号の2については、昭和47年に進入路へ、2号の3については、昭和60年に駐車場へ、2号の4については、昭和60年に道路へ、2号の5については昭和45年に一般個人住宅へ転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が8件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり成瀬地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足します。

報告第3号の1については、一般個人住宅として転用を行うものです。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移動を伴う農地転用の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。成瀬地区で2件、大田地区で1件、伊勢原地区で1件、大山地区で1件の申請がありました。

報告第4号の1、申請人は高森4丁目にお住まいの方で、被相続人の奥さんです。申請日は令和5年6月16日、対象農地の明細は11頁です。高森7丁目に3筆、面積は1,313平方メートル、6月19日に事務局で現地調査を行い、キュウリ、ナス、とうもろこし等の露地野菜の作付けを確認しています。6月21日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の2、申請人は高森4丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年6月16日、対象農地の明細は12頁です。下糟屋字藏ノ下に1筆、東富岡字竹林に3筆、合計4筆、面積は2,910平方メートル、6月19日に事務局で現地調査を行い、ネギ、南瓜、枝豆等の栽培を確認しています。6月21日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の3、申請人は上谷にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年6月20日、対象農地の明細は13～14頁です。下糟屋字長尾縄に3筆、同字又口に8筆、上谷字長尾縄に4筆、同字前田に5筆、同字島合に6筆、同字反町に3筆、同字下西川に1筆、同字上西川に5筆、下谷字筒川に4筆、合計39筆、合計面積は17,549平方メートル、6月26日に事務局で現地調査を行い、水稻、飼料用作物、ジャガイモ、トマト、ナス等の栽培を確認しています。6月27日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の4、申請人は岡崎にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年6月26日、対象農地の明細は17～18頁です。岡崎字大割に7筆、同字野陳に11筆、同字坪ノ内に3筆、合計21筆、面積は14,429平方メートル、6月29日に事務局で現地調査を行い、水稻、ジャガイモ、小松菜等の作付けを確認しています。6月30日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の5、申請人は子易にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年6月23日、対象農地の明細は19頁です。子易字上ノ畑に2筆、面積は2,832平方メートル、7月3日に事務局で現地調査を行い、柿、みかん等の作付けを確認しています。7月3日付け専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。引き続きが農業経営を行っている旨の証明願いが5件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第5号、農地造成工事届出書について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 今回、1件の届出がありました。

報告第5号の1、図面番号は1番です。併せて公図及び造成計画図等をご覧ください。

届出場所は、上谷字長大縄の1筆の一部、面積は988平方メートルのうち、南側半分の491平方メートルです。盛土の高さは1メートル未満、盛土の量は400立方メートルです。水田から普通畑に轉換します。

届出人は上谷の方で、造成者はその息子さんです。

施工場所の南側と北側は自己所有の畑と水田です。東側は水路、西側は道路となっています、境の形状は30センチメートルの離れを取って29度の法面とします。

使用する土は、綾瀬市深谷の現場から土を搬入します。実際には、造成者の仕事が解体業である事から、今年の夏ごろから関係先から良い土が出ると、トラック10台から20台分を搬入していました。

造成予定地の水田は先代から貸していた関係で貸借契約の解除が進まず、仕方が無いので200メートル東側の親戚の畑に一時的に置いていました。今回稲作が終了しましたので、貸借契約の解除後に仮置場から移動します。

届出日は令和5年6月26日、工期は令和5年10月1日から令和5年12月30日までです。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地造成工事届出書の提出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続税の納税が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。今回、伊勢原地区で1件の申請がありました。

議案第1号の1、申請人は岡崎にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は22から23頁です。

申請地は、岡崎字権現堂に13筆、同字布袋久保に5筆、合計18筆、面積は7,899平方メートルを特例農地として申請しています。

7月14日に、地区の農業委員と事務局及び相続人とで現地調査を行い、畑にはネギ・ピーマン・里芋・キュウリ・ホウレン草等の作付けが確認され適正に管理されておりました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 7月14日に事務局と現地確認を行いまして、事務局の説明とおり別段問題はなく適格と判断しました。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」といたします。

[議長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、比々多地区で1件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は2番です。併せて公図をご覧ください。

申請地は串橋字廣田の2筆、合計面積は1,215平方メートルの田です。譲渡人は坪ノ内にお住いの方で、譲受人は譲渡人の娘さんです。今回、経営移譲のため無償にて所有権を移転します。

移譲する農地には里芋・長芋が栽培されていました。7月13日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人世帯が経営している他の農地については、みかん、柿等が作付けされており、適正に管理されていました。また、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 7月13日に事務局2名と農業委員2名で現地確認を行いました。さらに、7月の23日に比々多地区委員全員の5名で現地確認を行いました。事務局の説明のとおり、地権者の高齢化によりまして、一部娘さんに経営移譲するとういことで、委員全員の意見としては特に問題はありません。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議 長] 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。

今回2件の申請がありました。

議案第3号の1、図面番号は3番です。併せて公図、参考図をご覧ください。

申請地は下糟屋字弥杉の1筆、面積242平方メートルを貸駐車場として転用するものです。申請人は田中の方です。申請理由は、850メートル南側に行ったところに不動産会社があり、その敷地内にある従業員の駐車場をお客様用とするため、新たに近くのを探していましたが、良い駐車場が見つからないため土地所有者の費用で駐車場を整備して貸駐車場8台分として使用するものです。

申請地の立地基準は、山林や雑種地により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから、その他2種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準については、敷地内は碎石を敷き、土砂等の流失を防ぎます。また、雨水は自然放流します。計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は500平方メートル以下のため該当しません。7月18日県担当者の現地調査を受け、現時点では特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

続きまして、議案第3号の2、図面番号は4番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は東富岡字竹林の1筆、面積495平方メートルを貸駐車場として転用するものです。

申請人は西富岡の方です。申請理由は、700メートル南側に行ったところにセブンイレブンがあり、その敷地内にある従業員の駐車場をお客様用とするため、新たに近くのを探していましたが、都合の良い場所が見つからないため土地所有者の費用で駐車場を整備して貸駐車場15台分として使用するものです。

申請地の立地基準は、山林や雑種地により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから、その他2種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準については、敷地内は碎石を敷き、コンクリートブロック1段積みで土砂等の流失を防ぎます。また、雨水は自然放流します。計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は500平方メートル以下のため該当しません。7月18日県担当者の現地調査を受け、現時点特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 7月19日、設計事務所より説明がありました。事務局の説明とおりの雨水対策もされており問題はありません。7月21日に成瀬地区委員4名で現地調査を行い、問題がないことを確認しました。以上です。

[議長] 議案第3号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 7月21日に地区委員4名で現地確認を行いました。現地を確認したところ、申請地の東側にU字溝が埋まっており、そのU字溝と農地の境に水道管が敷設されていることがわかりまして、工事の際には水道管を傷つけないように要望します。それ以外は特に問題はありません。以上です。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。

今回、3件の申請がありました。

議案第4号の1、図面番号は5番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は岡崎字坪ノ内の4筆、合計面積は234.76平方メートルで、北側は道路・防火水槽、西側は畑と宅地、南側と東側は宅地となっています。

譲渡人は市内岡崎の方です。譲受人は平塚市の土木会社です。

この会社は、平塚市公所に賃貸で150平方メートルの資材置場を使用していますが、伊勢原方面の仕事が増えたことにより適地を探していたところ、隣接の宅造現場の仕事をした関係で資材置場として所有権移転して利用できる可能性があることから転用申請に至りました。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから、その他2種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準についてですが、敷地は砂利舗装し雨水は自然放流します。

計画としては周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は該当しません。7月18日県担当者の現地調査を受け、現時点では特に大きな指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

続きまして、議案第4号の2、図面番号は6番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は上粕屋字鳥居崎の1筆、面積は1,026平方メートルで、西側は市道、北側は宅地と畑、南側と東側は畑となっています。

譲渡人は市内上粕屋の方です。譲受人は平塚市下島の石材と土木の会社です。

この会社は、平塚市下島に605平方メートルの資材置場を使用していますが、伊勢原方面の土木の仕事が増えたことにより適地を探していたところ、伊勢原大山インターに近く前面道路が広い適地として所有権

移転して資材置場とします。この会社の親会社は小稲葉にある石材の会社で、特殊な石材を扱う会社として都内・県外の仕事があります。伊勢原市内で建設・土木の仕事が増え、平塚市下島を石材置場・上粕屋を土木資材と機械工具置場とするため転用します。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりは一〇ヘクタール未満であることから、その他二種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準についてですが、敷地は高低差を解消するため盛土量九四〇.五立方メートルの盛土をして整地します。敷地境は三メートルの鋼板で囲み、入口にはキャスターゲートを取り付けます。雨水は浸透施設を設置して処理します。計画としては周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です。

七月一八日に県担当者の現地調査を受け現時点特に大きな指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

なお、七月一九日に、山王原自治会長名で要望書の提出がありましたが、内容は住宅環境に関することであるため、まちづくり推進条例の手続きを見守りたいと思います。以上です。

続きまして、議案第4号の3、図面番号は7番です。併せて公図、参考図をご覧ください。

申請地は上粕屋字山王原の1筆の一部、面積は1,541平方メートルのうち1,034平方メートルで、北側は市街化で区画整理事業地、南側は私道路と西側と東側は宅地と山林に囲まれています。

譲渡人は市内上粕屋の2名の方です。譲受人は区画整理組合です。

申請地は10メートルの高低差があり急傾斜地にも指定されている場所で、何十年も放置され木と竹でジャングルのようになっています。南側の私道路側の一部に耕作の跡がわずかにある状態です。

区画整理側から見ても谷の様に落ち込んでいる地形のため、平らな土地とするには10メートルの擁壁を作るか、谷を埋めてお互いに有効面積を広げることしかありません。一体の谷の地権者から埋立ての承諾が得られたので農地造成の一時転用申請となりました。

今回、区画整理組合の事業として盛土し、農地復元時には栗を植樹して農家に返却します。

工事期間は2年間の使用貸借契約で農地造成します。

農地造成の規模が1,000平方メートル以内かつ、盛土高1メートル以下であれば、軽易な農地造成として農業委員会への届出で済みますが、今回はそれ以上の規模ですので県知事許可の対象となります。

盛土の最大高さは9.0メートル、埋立て土量は3,459.2立方メートルでUCRという公的機関の建設資源広域利用センターを通じ指定の運搬業者が運び込みます。耕土は高さ50センチメートルの表土を剥がして一時保管して最後に埋め戻します。輸送経路は国道・県道・区画整理地内を通行します。水勾配は北側の区画整理内の道路側溝に導きます。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、残された農地が30アール未満である場合に該当し、第3種農地と判断されます。

他法令の手続きは特にありませんが、事業周知を図り安全な施工を実施します。

一時転用による周辺農地への影響も少なく、被害防除措置も計画されており、資金計画も適切と判断されます。

なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は該当しません。7月18日に県担当者の現地調査を受け、現時点では特に大きな指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第4号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 7月22日に地区委員4名で現地確認を行いました。内容につきましては事務局の説明とおりで、特に問題はありません。

[議長] 議案第4号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 現地は、上程をする前から相談を受けておりまして、事務局が説明したとおり近隣の方から許可をしないでくれという要望がありました。正直、書類だけの判断だったら許可せざる得ないと説明をして、あとは、土地を購入される方に相談してくださいと伝えました。先方は、納得はしていないようでしたが一応説明をしました。7月24日に地区委員、推進委員5名で現地調査を行い、私が説明中に近所の方が来られ、同じ様なことを言っていました。これまでの転用案件と比べ、本件が特別、法律違反を犯しているように見えないので、私としても非常に心苦しいが仕方がないと思っています。その地区の人に対しては非常に言いにくいですが、法律に則って申請が上がったものに対して拒否ができる案件ではないように思えます。でも、皆さんの意見で反対することはできます。それだけは私の意見として述べさせていただきます。

次に、議案4号の3については、7月20日に土地区画整理組合担当者、測量会社の方と3名で区域の範囲を確認しました。その後、7月24日に地区委員と推進委員5名で現地を確認しました。事務局が説明したとおり、急傾斜地及び竹林で足下が非常に注意を要する場所です。そのこのところを埋め立てて竹林が無くなれば、良好な農地になると思われまますので問題ないと思います。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第4号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第4号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議 長] 議案第4号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

[議 長] これは、説明会というか、そういうものがありますか。

[地区担当委員] それはまちづくりの方なので、私の方では分かりません。
近所の方の話では、そのお宅は非常に良好な住環境なので環境を守りたいという趣旨から、そこに塀が作られるのは困る。残土や資材が置かれるのは困るという話しでした。農地転用の趣旨は買受人の使い方なので、農業委員会としては売買後の利用についてまで、出された申請書ではチェックができますが、他の農地に影響があるとか、法律に違反するものを置くとかは拒否できるが、申請書には隣地の畑への被害防除措置も書かれているので、それを不許可にする理由が見つからない。委員の皆から不備なところの指摘があれば否決することもできると思います。

[事務局] 今の説明会の話を実業者から聞いております。

通常3,000平方メートル未満の場合は、事業者説明会の開催の必要がありません。しかし、特に地域で要望があった場合は、事業者説明会を開催することができるかとされていますので、今回の場合、事業者説明会を開催するということの指示が、まちづくりの担当から事業者へ出ています。この先、夏休みに入り、日程がとれないということで、説明会は8月のお盆過ぎになってしまうことを関係者から話を聞いております。

この先のことは、農業委員会は農家の集まりで農業経営上の視点しかないので、農地転用の許可が下りてしまうと、そこが農地でなくなってガタガタなってしまうと、周辺住民は農業委員会しっかりしてくれよみたいな話の感情はあります。その辺は中々ご理解いただけない。

農業委員会は農業者の団体なので、住人の手続きについては直接受け立つ立場でないで、まちづくりの手続きに従っていただく。農業委員会もまちづくりの手続きを見守るしかありません。

最終的に説明会を開催してどうなるのか。文書のやり取りを行い、質問状を出してそれに回答する形で2度チャンスがあります。

制度としては、その次に、まちづくり審議会に助言を求める手続きをすることができます。まちづくり審議会の専門的な解釈のもとに公平な判断をして指導、助言という形で、お互いの和解案を出す手続きもあります。

最終的に従うか従わないかは市長の判断になります。

書類上不備があったり、施設上に不備があるわけではないので、今のところ手続きには時間がかかりますが、最終的には転用反対になるか、想像ができない。あくまでもまちづくりの手続きを見守るというスタンス以外ないと思っています。

[議 長] 要望書も出ており、説明会も開催するということで、この件については継続審議ということでしょうか、その結果を待つからということでしょうか。

【 異議なし 】

[議 長] 議案第4号の2については継続審議とします。

[議 長] 議案第4号の3について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

[A 委員] 造成地には農地に適正な土が入るわけですね。

[地区担当委員] UCRという会社が、搬入する建設残土を分析して、危険物質が混入されていないか確認して、最終的に耕作に適した客土として搬入されます。

[B 委員] どこが費用負担するのか。

[地区担当委員] 土地区画整理組合の負担になります。

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第4号の3について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号の3については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。

このことから、同意市町村である伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定が必要です。

お手元資料にあります新規設定の申出2件について、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。

なお、これらについて決定いただける場合は、利用権始期が令和5年8月1日となります。

まず、議案第5号の1、大田地区、下平間字谷原の1筆、1,173平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、市内では約8アールの規模を耕作している平塚市の認定新規就農者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第5号の2、大田地区、上谷字島合の3筆、計321平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約220アールの規模を耕作

している認定農業者、かつ、人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第5号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第5号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第5号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 以上を持ちまして、第29回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【午前11時35分 終了】

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____